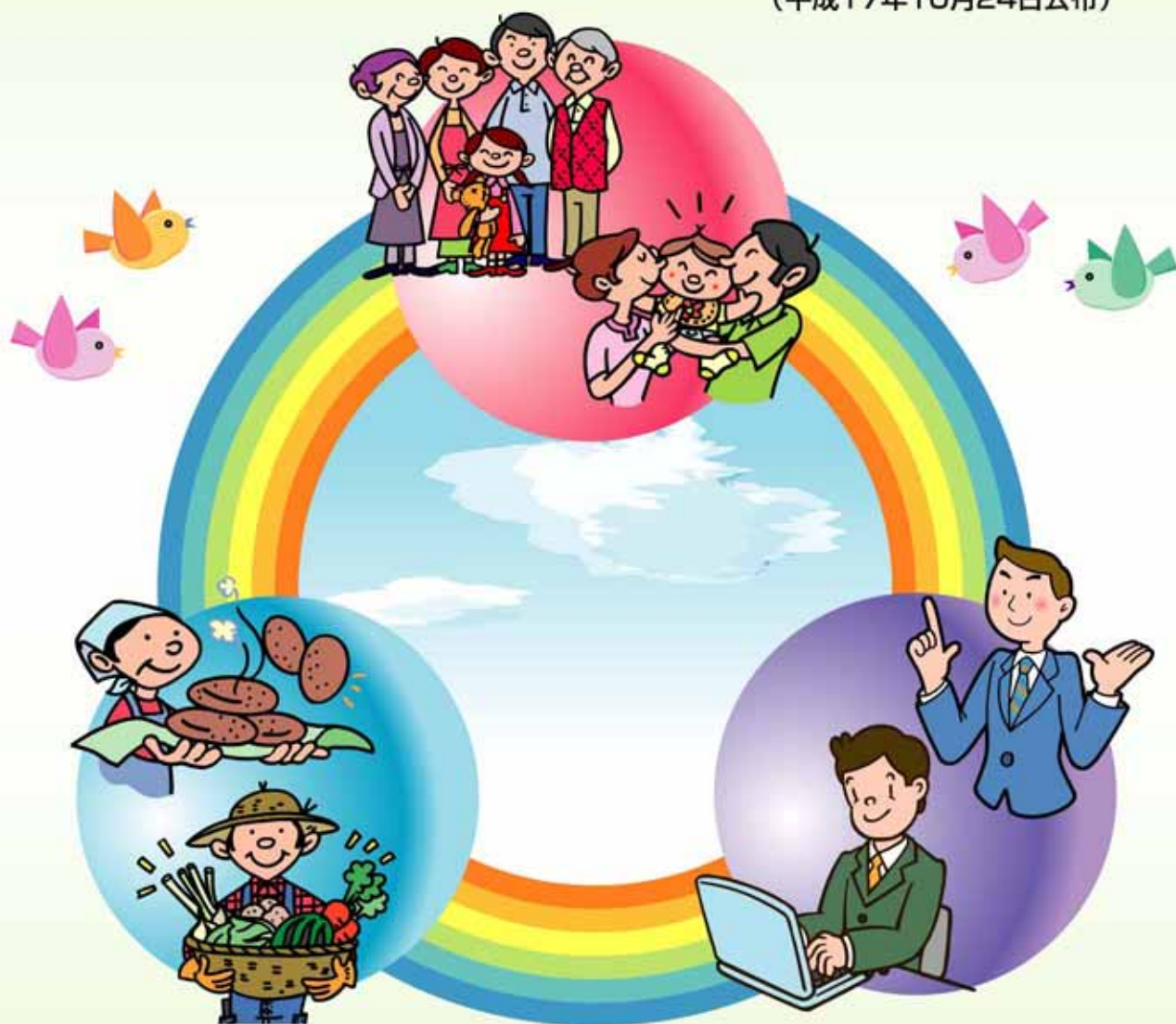


# にいがた 食の安全・安心条例

(平成17年10月24日公布)



県民の皆さんの理解と協力で築く、食の安全・安心

この条例では「食の安全・安心」を「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」と定義しています。



新潟県

なぜ条例をつかったの



食の安全・安心は、食料供給県である新潟県にとって重要な課題です。  
これまで県では「新潟県における食品安全基本方針」に基づき施策の推進を図ってきました。



しかし、食の安全・安心をより高めるためには、行政の取組はもとより、消費者や食品関連事業者の食の安全・安心に対する意識を高め、関係者が一体となって取り組むことが必要です。  
そこで、県民の皆さんの声を基に条例を制定し、関係者全体で取り組むことができるよう、理念や関係者の責務及び役割等を明確にしました。

にいがた食の安全・安心条例

第1章 総則

目的(第1条)・定義(第2条)・基本理念(第3条)

県の責務(第4条)・食品関連事業者の責務(第5条)・県民の役割(第6条)

財政上の措置(第7条)・施策の調整(第8条)

基本計画(第9条)

安全で安心な食品等の提供の促進(第10条)

一貫した監視等の実施(第11条)

食品等の適正な表示等(第12条)

危機管理体制の整備(第13条)

研究開発の推進(第14条)

情報の提供等(第15条)

自主基準の設定及び公開(第16条)

食育の推進(第17条)

施策の申出(第18条)

危害情報の申出(第19条)

国等への協力要請及び提言(第20条)

人材の育成(第21条)

環境保全施策との連携等(第22条)

第2章

食の安全・安心に関する基本的施策

第3章

使用禁止農薬等を使用した農林水産物の出荷等の禁止(第23~25条)

第4章

にいがた食の安全・安心審議会(第26条)

附則

## 第1章／総則（第1～8条）

### ●目的（第1条）

- ① 県民の健康を保護すること。
- ② 県民が安全で安心な食生活を享受でき、安全で安心な食品等を消費者に提供できる新潟県を築くこと。

### ●基本理念（第3条）

- 食の安全・安心は
- ① 県民の健康保護が最も重要との認識の下に行う。
  - ② 生産から消費に至る一連の過程の各段階において必要な措置を適切に行う。
  - ③ 食料供給県として農林水産物その他食品の生産・製造・加工等の段階で特に行う。
  - ④ 科学的知見に基づき行う。
  - ⑤ 消費者、食品関連事業者及び県の相互理解と協力の下に行う。
  - ⑥ 食品等の安全性と環境の密接な関係に配慮して行う。



### ●県民の役割（第6条）

- ① 食品等の消費に際し、その安全性を損なうことがないように適切に行動するよう努める。
- ② 食品等の安全性、健全な食生活等に関する知識及び理解を深めるよう努める。
- ③ 食品関連事業者の食の安全・安心に関する取組について理解を深め、協力するよう努める。
- ④ 県の施策に対して意見を表明し、施策へ協力するよう努める。
- ⑤ 環境に与える影響に配慮した消費行動に努める。

**解説：** 食品の安全性の確保には、県民の皆さんが食品の安全性等に関する知識及び理解を深めることや消費にあたっての食品の適切な取扱いが重要です。

また、食品関連事業者が食の安全・安心について積極的に取り組むためには、その取組に対する県民の皆さんの理解と協力が不可欠です。

以上のことから、県民の皆さんが一定の役割を担うことを期待しています。



### ●食品関連事業者の責務（第5条）

- ① 関係法令を遵守する。
- ② 自らの事業活動が県民の健康に大きく影響を及ぼすことを自覚し、自主的に食品等の安全性の確保に取り組む。
- ③ 消費者の信頼確保の取組の実施に努める。
- ④ 環境に与える影響に配慮した事業活動を行う。
- ⑤ 県の施策へ協力する。

### ●県の責務（第4条）

- ① 食の安全・安心に関する基本的かつ総合的な施策を策定・実施する。
- ② 国、他の都道府県及び市町村と緊密な連携を図る。

**解説：** 食品関連事業者は、自らの事業活動が県民の健康に大きく影響を及ぼすことを自覚し、自主的に食品等の安全性の確保に取り組む責務を有していることを明確にしています。



### ●県の体制整備

- ・**財政上の措置（第7条）** 施策の推進のため、財政上の措置に努めます。
- ・**施策の調整（第8条）** 施策の実施にあたっては、県の各機関の施策を十分調整し、効果的に行います。

## 第2章／食の安全・安心に関する基本的施策（第9～22条）

### ●基本計画（第9条）

基本計画は、県民の皆さんの意見を踏まえ策定するとともに、食の安全・安心に関する施策について数値目標等を定めます。基本計画は、ホームページや広報誌等を活用し、広く県民の皆さんに公表します。

### ●安全で安心な食品等の提供の促進（第10条）

県産農林水産物に対する消費者の信頼確保を図るため、トレーサビリティの推進や適正農業規範（農業生産における危害対策や管理方法を取りまとめたもの）の導入促進等を行います。

また、県版HACCP（危害が発生しそうな重要な管理ポイントを監視し、すべての製品の安全性を保障する仕組み）制度を導入し、高度な衛生管理の実施に対する支援を行います。



### ●一貫した監視等の実施（第11条）

生産から販売までの各段階において、監視指導や検査を一貫して実施し、食品衛生法などの関係法令の的確な運用を図ります。

### ●食品等の適切な表示等（第12条）

食品の表示に関する関係法令等の遵守状況を監視し、違反に対する指導等を実施します。また、関係法令に規定された事項以外でも、食品に対する消費者の信頼確保に配慮した表示が行われるよう、普及啓発等を行います。

### ●危機管理体制の整備（第13条）

食品等に起因する事故を未然に防止するとともに、発生した場合の拡大防止や不測の事態に対処するため、マニュアルの整備等を行います。

### ●研究開発の推進（第14条）

県立試験研究機関では食の安全・安心に関する様々な試験研究を実施してきており、今後とも研究開発とその成果の普及などを積極的に進めていきます。

### ●情報の提供等（第15条）

食の安全・安心は、消費者が食の安全・安心に関するわかりやすい情報を十分に得ることや、県、消費者、食品関連事業者が相互に情報や意見交換を行い相互理解を図ることが重要です。

県は意見交換会の開催やホームページによる情報提供を行うとともに食品関連事業者と消費者の相互理解の橋渡しをするなど様々な取組を行います。



### ●自主基準の設定及び公開（第16条）

県が作成したガイドライン等に従って、食品関連事業者が食の安全・安心に関する取組の基準を自主的に設定・公開し、それを守ることによりそれらの取組に対する消費者の理解促進と食品選択の目安を提供します。

### ●食育の推進（第17条）

県民の皆さん自らが食品関連事業者の活動や食生活に関心を持ち、自分の問題として食の安全・安心に対する理解を深めることが重要です。

県はそのための教育の機会の提供や、生産と消費の現場に近い新潟県の特徴を生かした地産地消の推進などにより食育を推進します。



### ●施策の申出（第18条）

県民の皆さんは、県が行う食の安全・安心に関する施策について改善を申し出ることができます。処理の結果については公表します。



### ●危害情報の申出（第19条）

県民の皆さんは、健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品等についての情報を入手した場合に、県に対し必要な対応をするよう申し出ることができます。



### ●国等への協力要請及び提言（第20条）

食の安全・安心について、必要があれば国等に対して協力を求めるとともに、広域的に対処すべき施策等について提言を行っていきます。

### ●人材の育成（第21条）

食の安全・安心に関する専門的な知識を有した人材の育成に努めます。

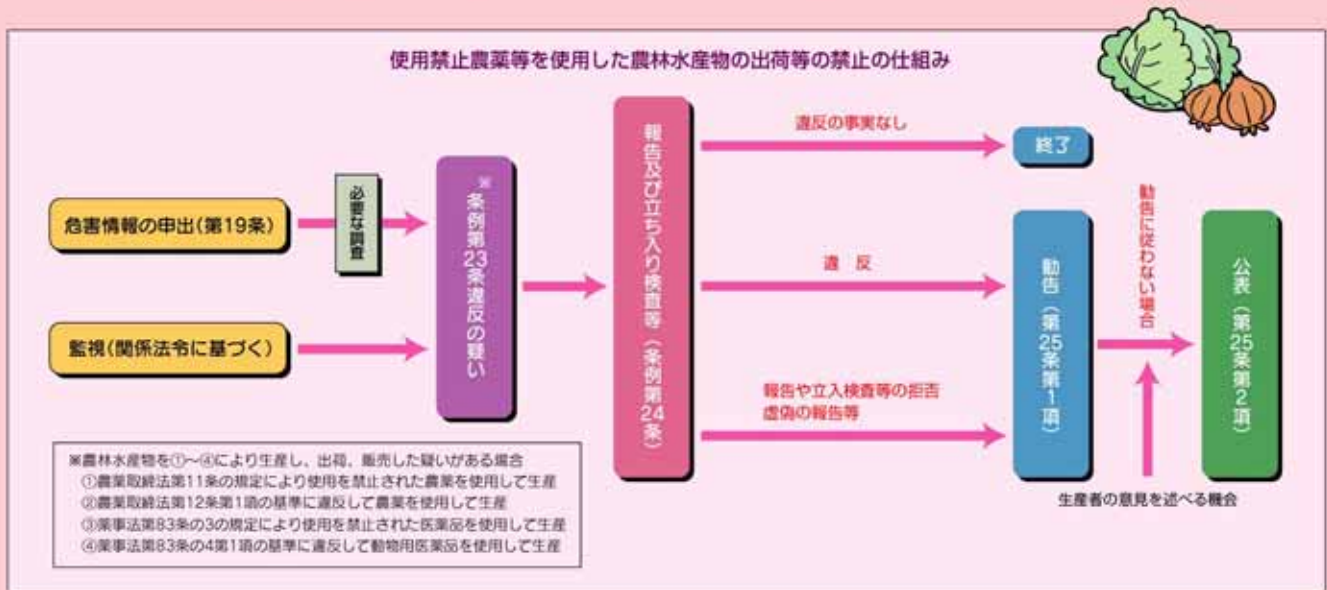


### ●環境保全施策との連携等（第22条）

食の安全・安心に関する施策の策定の際は、食品等の安全性と新潟県の豊かな自然環境が密接に関係していることを踏まえ、環境保全施策と十分に連携を図ります。

### 第3章／使用禁止農薬等を使用した農林水産物の出荷等の禁止（第23～25条）

現在の制度では、農薬等の使用基準に違反して生産された農林水産物の出荷規制はありません。この条例では、健康被害の未然防止の観点から、それらの農林水産物の出荷、販売を禁止しています。



### 第4章／にいがた食の安全・安心審議会（第26条）

基本計画や施策の申出の処理などについて知事に対して意見を述べるほか、食の安全・安心に関する重要な事項を調査審議するための審議会を設置します。

審議会は、公募も含め、消費者、食品関連事業者、学識経験者から選ばれた15名以内の委員で構成されます。



第1章

第2章

第3章

第4章

食の安全・安心に関する具体的な取組



安全で安心な

食生活を送ることができる  
 .....  
 食品等を提供できる

新潟県の実現

#### ●附 則

この条例は、平成17年10月24日から施行しました。ただし、第9条、第16条、第18条及び第4章の規定は平成18年4月1日から、第3章の規定は同年6月1日から施行します。

また、食の安全・安心について、社会経済情勢の変化等に応じて柔軟にかつ効果的に対応する必要があることから、施行後3年を経過した時点で見直しを行います。

## 条例に関するQ&A

### Q1 条例の制定で何が変わるのですか？



条例に基づく施策の推進により、関係者が役割分担に応じて食の安全・安心について共に考え、共に取り組むことで、

- ① 食品の安全性と食品に対する消費者の信頼の確保
  - ② 新潟県産食品の付加価値の向上
- などが、期待されます。

### 県民の意見はどのように反映されますか？

### Q2

「意見交換会」の実施やパブリックコメントによる意見募集、条例に基づく申出の受付など、あらゆる機会を通じて幅広く県民の皆さんの意見や要望をお聞きします。

いただいた意見については、積極的に施策に反映させるように配慮し、結果については公表し、透明性を確保します。



### Q3 県は、「遺伝子組換え作物と他の作物との交雑防止等」についてどのように取り組んでいくのですか？



試験栽培は届出制、一般栽培は許可制を柱とし、適切な情報提供による不安解消や一般作物との交雑・混入防止による生産・流通上の混乱防止等を目的とする条例を別途議会へ提案することとしています。

### 県は「食育」にどのように取り組んでいくのですか？

### Q4

食育については、大変幅広い取組が必要となってくるので、この条例に基づく食育の推進も含めた食育推進計画を別途策定し、市町村やNPOなどと連携を図りながら、地域の食文化や地域農業を生かした幅広い県民運動として取組を展開していきます。



### Q5 県外産や輸入食品の安全性はどうやって確保するのですか？



県内産の食品と違って、県が直接、食品関連事業者を指導することはできませんが、県内での流通段階において残留農薬や食品添加物等の検査や表示の確認を行うとともに、国や他の都道府県とも連携し、食品の安全性の確保を図っていきます。

## 問い合わせ先 新潟県福祉保健部生活衛生課

〒950-8570 新潟市新光町4番地1 電話(直通)025-280-5205  
e-mail t0402503@mail.pref.niigata.jp

### にいがた食の安全インフォメーションホームページ

URL:<http://www.pref.niigata.jp/fukushihoken/seikatueisei/syokuinfo/>  
県庁ホームページTOP消費生活・食生活又は健康・医療・衛生からも入れます。

